

特許庁委託事業  
模倣対策マニュアル

インド編

2014年3月



JETRO

## 第1章 知的財産権の取得

### 第7節 不正競争の防止

詐称通用という不法行為は何年もの間に発展し、今日では、他と同じく一個人の商品の表現に適用されるだけでなく、ビジネス・サービス、および専門職や非取引活動にも拡大して適用できる。本法は、競合取引者がすでに達成した名声を自らのために不正なまたは誤認するような手段により手に入れるなどの不正競争という形態から取引者を保護するよう発展してきた。当該の不法行為の形態における基本的な問題は、被告の行為が、被告の事業が原告のものであるように大衆に誤解を与え、両社の事業内容を混同する原因となる傾向などがあるかどうかである。<sup>1</sup>

商標の所有者に対する詐称通用訴訟のメリットは、所有者がインドにおいて当該商標を濫用から守れるよう当該商標をインドで登録する必要がないことである。この訴訟は、インドにおける当該商標の事前使用または、当該商標の所有者に有利な信用・評判の存在の両方、またはインドにおける当該商標の周知の状態などに基づいている。商標権の侵害には、商標登録や本法によって与えられた独占権に基づく制定法上の保護は適用される一方で、詐称通用法は、使用することで顧客吸引力（のれん）・名声を獲得する商標の未登録の所有者を保護する。

第27条2項には、「本法の如何なる規定も、商品若しくはサービスを他人の商品若しくは他人により提供されたサービスと詐称通用させる者に対する訴訟を提起する権利又はそれに関する救済措置に影響を及ぼすものではない」と記載されている。

詐称通用法は、いかなる標章、名称（「名称」は、ビジネスや通商を行う際の名称、または提供されるサービスを意味する）、標識、記号、図案、または表装（get-up）またはその他、トレードドレスの模倣などの方法を利用することにより作られた表現であれ、自分の商品やビジネスを他者の商品やビジネスとして表現する権利は誰も持っていない、という原則に基づいている。商品の表装には、包装または容器、ラベルおよび包み紙など、商品が一般に提供されるときトレードドレスのサイズや形、または書き方から成り、色彩、ラベルの色、その装飾、ラベルのさまざまな特徴の配置法が含まれる。しかし、利用価値のあるものには、その物品の表装の一部を構成するものはない。容器の形や色は法律上、自身の製品を表示するある特定の人物の製品と関連付け、それ以外とは関連付けられないようにすることができる。原告は、被告によって模倣された表装がもっぱら自分の商品と関連付けられるようになってきていること、および被告の表装は混同と偽冒の原因になる可能性があることを証拠立てなければならない。

---

<sup>1</sup> Ellora vs. Banarsi Das AIR 1980 Delhi 254

[特許庁委託]  
模倣対策マニュアル インド編

[著者]

Amarchand & Mangaldas & Suresh A. Shroff &  
Advocates & Solicitors

Trademarks, Copyright and Licensing

Ranjan Negi, Partner  
Prashant Jha, Senior Associate  
Charu Mehta, Principal Associate  
Pallavi Rao, Senior Associate

Patents, Designs and Trade secrets

Dev Robinson, Partner  
Utsav Mukherjee, Associate

[発行]

日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階  
TEL:03-3582-5198  
FAX:03-3585-7289

2014年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2014年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりにあることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、法令については仮訳であるため、最終的な確認、照会については原文において行われるようお願いいたします。